

地下水汚染の未然防止に係る 基準について

平成26年2月

埼玉県環境部水環境課

土壌・地盤環境担当

山下 健

地下水汚染の未然防止の ために必要なこと

構造基準に適合させる

構造基準に係る点検を実施する

管理要領(使用の方法)を定め遵守する

管理要領に係る点検を実施する

1 構造基準

既存の施設の構造基準適合期限

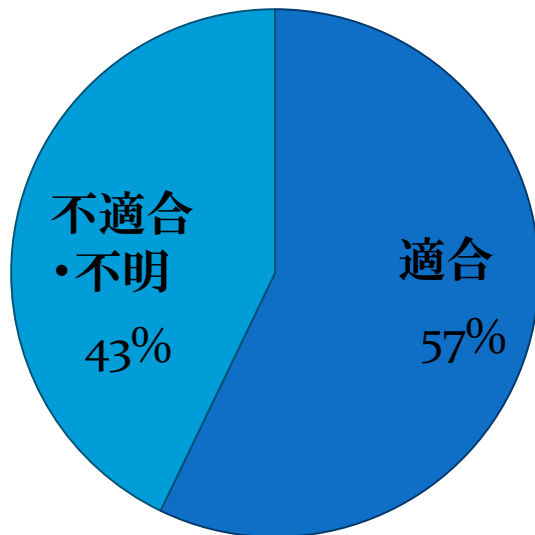
既設の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設は、構造等に関する基準を法の施行日から3年間以内に適合させなければならない

※法の施行日が平成24年6月1日であるため、

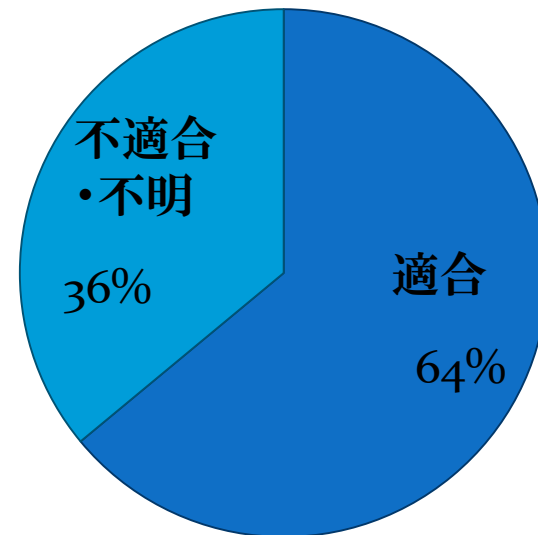
平成27年5月31日までに適合させる

構造基準の適合状況

適合状況
(床面被覆材)



適合状況
(その他構造基準)



平成25年9月集計

あなたの事業所はどの段階ですか

- ①構造基準適合済
- ②不適合部分把握済
- ③不適合部分未把握
- ④何をしてよいかわからない

①構造基準適合済

➡ 適切な点検に努めてください

②不適合部分把握済

➡ 不適合部分を速やかに改善してください

③不適合部分未把握

➡ すぐに構造基準の適合状況を把握し、必要な改善を行ってください

④何をしてもよいかわからない

➡ **もう時間がありません**

至急、所在地を担当する環境管理事務所に相談してください

構造基準に適合させるには

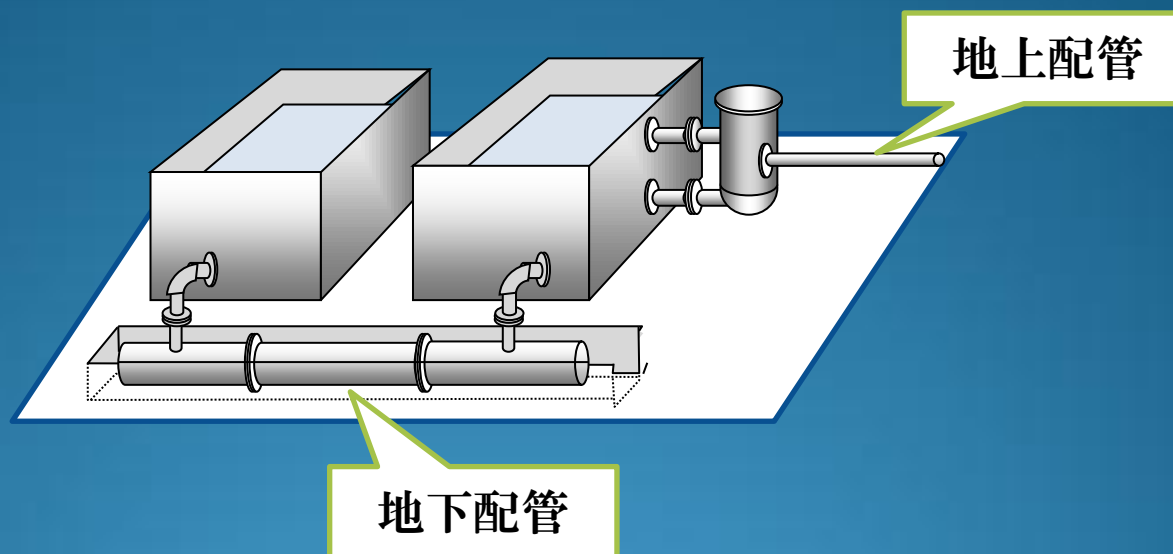


A基準適合範囲、B基準適合範囲、不適合範囲を把握すること

構造基準を守らなければ ならない部分

- ①施設の設置場所の床面及び周囲
- ②施設本体に付帯する配管等
- ③施設本体に付帯する排水溝等
- ④地下貯蔵施設

この施設の適合状況は



条件

- ・床面コンクリート製、本体下部含め必要な被覆済
- ・配管(地上・地下)外面に必要な腐食防止措置なし
- ・トレンチの底面に必要な耐薬品性の被覆がない
- ・排水溝はこの図では省略

適合状況

- ① 施設の設置場所の床面及び周囲
不適合

周囲 防液堤がない
(床面 A基準を満たしている)



基準を満たすには

防液堤を設置すれば床面と併せ
A基準適合となる

②(1)施設本体に付帯する配管等(地上配管)

A基準適合

配管の強度等による基準は満たしていない

しかし

目視により容易に確認できるように床から

離して設置していることによりA基準適合

②(2)施設本体に付帯する配管等(地下配管)

B基準適合

配管の強度等による基準は満たしていない

しかし

トレンチ内に設置(必要な耐薬品性の被覆なし)していることによりB基準適合



A基準を満たすには

トレンチがコンクリート製であれば必要な被覆を行うことによりA基準適合

実際の判定に当たって

皆様向けに構造基準の簡易判定シートを作成
しています

フローチャート形式になっており現在の適合状
況を簡単に判断できるので御活用ください

既に対応済と考えられている事業所の方
も再度基準適合状況を確認してください

判定が「C基準」の部分は 対策を実施してください

すぐに対策をしないと間に合わなくなります

対策は早く進めるほど地下水汚染の未然防
止に繋がります

期間が少ないと選べる対策も少なくなります

速やかに対策を実施してください

対策は計画的に

対策にあたっては進行管理が重要

具体的な対策が決まっても進行管理が適切でないと間に合わない恐れがあります

- いつの時点で何を行う必要があるか
- 工場の作業工程を止める必要があるか
- 対応が予定より遅れていないか

等を適切に把握してください

構造基準への対応及び施設の更新・増設は点検等が容易な構造に

点検が困難な施設は

- ・漏えい箇所の特が困難
 - ・補修が困難
- 等の問題が

構造基準に適合させるとともに容易に点検・補修できる施設へ転換してください

環境管理事務所に御相談を

構造基準等の適合状況については環境管理事務所が確認します

構造等を変更する場合、変更届など手続きが必要です

適切な対策を行うためにも環境管理事務所と事前に相談してください

環境管理事務所への 相談にあたって

現状や対策内容に関する資料があれば持参
してください

基準適合の判断等に迷っている場合、どこを
迷っているのか

検討している対応方法
など

2 定期点検

構造基準と定期点検の関係

定期点検は構造基準毎に対応した方法が定められています

構造基準	A基準	B基準
点検の考え方	新設の施設を対象とした構造基準に適合していることを確認する	既存の施設を対象とした構造基準に適合していることを、確認する 点検頻度を高める等、A基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする
点検回数	原則年1回以上	6月に1回以上 1月に1回以上 等 A基準より回数が多い

現在点検は必要です

点検を行っていない場合すぐに点検を実施してください

(構造基準に適合していないC基準の点検方法も定められています)

※構造基準に応じた点検方法の確認も構造基準の簡易判定シートを活用できます

点検の方法

構造基準に応じた点検方法及び回数により
点検し、結果を記録し、3年間保存してください

(1)点検の方法は目視が原則

(2)目視ができない部分を他の手段で対応

※環境省作成の「地下水汚染未然防止のための構造と点検管理に関する事例集及び解説」に目視できない場合の点検事例が載っています

3 使用の方法

構造基準と使用の方法の関係

構造基準がいくら優れていても間違った使用は漏えい等の原因となる

このため構造基準とは別に使用の方法が定められている

使用の方法は構造基準と違い具体的内容は管理要領で定める

守らなければならない 使用の方法に関する基準

(1)有害物質を含む水(液体)の受け入れ等の作業は、飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと

(2)有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと

(3)有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置及び回収を行い、回収物は適切に処理等を行うこと

(4)管理要領を作成すること

管理要領は平成27年5月31日までに作成する

管理要領に記載する内容

①有害物質使用特定施設等の使用の方法を明確に定める

②使用の方法に関する点検の方法及び回数

☆管理要領の点検結果の記録は3年間保管

4 まとめ

環境管理事務所と相談し できるだけ早期に対策しましょう

基準適合が確認できていない事業所には、水環境課から平成26年2月末に通知又は環境管理事務所で3月までに確認

期限までに適合できない恐れがある事業所には平成26年6月までに指導通知

☆対応期限を過ぎると改善命令等の措置の対象となる場合があります

参考

県ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/mizenboushi.html>

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

説明内容の詳細は以下の資料を参照（県及び国のホームページに掲載）

・地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）

・地下配管等目視による点検ができない場合の検知システムに関する事例集（地下埋設配管等・地下排水溝等・地下貯蔵施設における事例）